

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

令和 7 年度 委託

仕様書
設計書

- 1 件 名 学校給食センター排水処理施設汚泥収集運搬業務委託（単価契約）
- 2 施行場所 川越市大字菅間 1 8 番地 9 川越市立菅間学校給食センター ほか 1 箇所
- 3 積算原価 単価 円
- 4 予定支出額 単価 円

5 委託概要、理由

委託概要	排水処理施設の汚泥を引き抜き、産業廃棄物処理施設に運搬する業務一式
委託理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物の適正な処理を行うことを目的とする。

委託費内訳書

費目	工種	数量	単位	単価	金額	適用
直接人件費						
	廃棄物収集作業	1	式			年間作業回数 3回
	廃棄物運搬作業	1	式			
	報告書等作成	1	式			
一般管理費		1	式			直接人件費の15%未満
積算原価		240	kl			
消費税等						積算原価×10%
委託料						
業務単価		1	kl			
うち消費税等						

学校給食センター排水処理施設汚泥収集運搬業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が、川越市学校給食センターの産業廃棄物(汚泥)処分に関し委託する業務について必要な事項を定めるものである。業務委託受注者（以下「受注者」という。）は当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

2 委託期間

契約締結日 ～ 令和8年 3月31日

3 委託対象施設

- (1) 菅間学校給食センター 川越市大字菅間18番地9
- (2) 今成学校給食センター 川越市今成2丁目35番地5

4 業務概要

排水処理施設の槽内に生じた汚泥を除去し、排水処理施設のもつ機能を十分発揮させると共に汚泥（産業廃棄物）の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

受注者が処分する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の種類及び予定収集数量は、下記のとおりとする。

- | | | |
|------------|------------|-------|
| (1) 廃棄物の種類 | 汚泥 | |
| (2) 収集予定数量 | 菅間学校給食センター | 150kℓ |
| | 今成学校給食センター | 90kℓ |
| | 合 計 | 240kℓ |

5 業務実施期間

業務の実施は下記の長期休業期間（給食を提供しない期間）に1回ずつとする。

- ① 令和7年7月18日 ～ 令和7年9月2日
- ② 令和7年12月23日 ～ 令和8年1月9日
- ③ 令和8年3月25日 ～ 令和8年3月31日

（※業務実施の日程調整は、受注者と各学校給食センターで行うものとする。）

また、発注者から緊急の収集及び運搬作業を依頼する際は、受注者は日程調整の上、随時業務を遂行するものとする。

6 法律・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うと共に、次の諸法令等を遵守しなければならない

ない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) その他関連法規

7 書類の提出

受注者は、この業務の着手にあたり次の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書（業務責任者を発注者に通知するためのもの）
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (4) その他（打ち合わせ記録等で発注者が必要と認めたもの）

8 作業内容

- (1) 受注者は、発注者の連絡により速やかに業務(汚泥を引き抜き、産業廃棄物処理施設に運搬)を行うものとする。
- (2) 受注者は、汚泥に関し次の別表の産業廃棄物処理施設（中間処理・最終処理）へ搬入するものとし、搬入時には産業廃棄物マニフェストを使用するものとする。

別 表

	廃棄物の種類	処分業者	処分方法	処分能力	処分場所の所在地
			上段：中間処理		
			下段：最終処分		
1	汚泥	株式会社セイセイ 処理興業	脱水	9.6 m ³ /日	埼玉県比企郡川島町大字下小見
			発酵 焼成	8 t /日 1,925 t /日	野字宮野町 771 番地の一部、 773 番地 1 の一部
			別紙：最終処分場一覧のとおり		

9 産業廃棄物の発生工程等

適正な処理のために必要な情報は、以下のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程 学校給食センターの排水処理工程で発生する汚泥
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿 汚泥、バラ
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 無し
- (4) 混合等により生ずる支障 無し
- (5) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 無し
- (6) 石綿含有産業廃棄物の有無 無し
- (7) その他取扱いの注意事項 無し

10 諸官庁への届出

受注者は、当該業務にあたり、官公庁へ必要な報告・届出等を行わなければならない。

11 報告書の提出

- (1) 受注者は、業務の実施日ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施月毎に、最終日の業務が完了したときは、速やかに委託業務実施報告書（委託6）を提出しなければならない。

12 支払方法等

- (1) 委託費は、1 kℓあたりの単価契約とする。
- (2) 支払方法は、分割払い（3回）とする。
令和7年9月（1回目）
令和8年1月（2回目）
令和8年4月（3回目）

13 その他

- (1) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、kℓあたりの単価を記載するものとする。
- (2) 受注者は、業務を遂行するにあたり、機器等に損害を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は、発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うものとする。
- (3) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない事項についても誠意をもって行うものとする。
- (4) この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (5) 不測の事態により予定数量を超え処分する必要がある場合は、発注者、受注者協議の上、変更契約を締結し、特別（緊急）処分を実施する。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

別紙 最終処分場一覧

	最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1	01120010414	株式会社セキスイハイム 川島工場	埼玉県比企郡川島町大字 下小見野字宮ノ町771番の一部、 773番1の一部	脱水 (肥料化)	9.6 m ³ /日 (8時間)
2	01120010414	株式会社セキスイハイム 玉川工場	埼玉県比企郡ときがわ町 大字玉川字二本松 2142 番 14	発酵 (肥料化)	8 t / 日 (8時間)
3	01120007084	太平洋セメント株式会社 埼玉工場	埼玉県日高市大字原宿 721	焼成 (セメント原料)	1,925 t / 日 (24時間)